

退職互助だより

第195号

令和8.9.24

発行 一般財団法人
島根県教職員互助会

事務局：〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁内
TEL (0852) 22-6616 URL <https://www.shimakogyo.jp>
分室：〒690-0886 松江市母衣町55-2 島根県教育会館内
TEL (0852) 25-6200



[凡例]各事業の対象者について(凡例がない場合は、全会員が対象) **旧制度** 令和6年度以前の加入者 **新制度** 令和7年度以降の加入者

各種申請書の提出期限と送金日について

締切日	送金日
毎月20日(互助会分室必着) 【注】土日祝日等休業日の場合、前営業日	翌月26日 【注】土日祝日等金融機関休業日の場合、翌営業日

参加
無料

退職会員向けオンラインセミナーのご案内

参加申込不要

日時 令和8年10月20日の10:30~12:00

開催方法 オンライン(Zoom)開催

プログラム

第1部 おひとりさま・おふたりさまの終活

単身の方やお子さまのいないご夫婦にとって、これからの生活や万が一の場合に備えることは重要です。

身元保証、入院・介護への備え、財産管理、死後の手続きなど、安心して老後を過ごすために知っておきたい終活のポイントを分かりやすく解説します。

第2部 相続の基礎知識

相続は多くの方に関わる身近なテーマです。相続の基本的な仕組みや遺言書の活用方法、生前に準備しておきたいことなどを、事例を交えながら分かりやすくご紹介します。ご自身やご家族の将来を考えるきっかけとしていただける内容です。

講師紹介 岡橋 伸樹

ブロードマインド株式会社(東京都) 終活・相続コンシェルジュ事業部 事業部長
上級相続診断士、終活ガイド資格1級、ファイナンシャル・プランナー、証券外務員二種
ファイナンシャル・プランナーとして培った知識と経験を活かし、「介護・終活・相続」を専門に、将来への備えや円満な資産承継に関する相談・セミナーを中心に活動。
セミナーでは「難しい内容も分かりやすい」「具体例が多く理解しやすい」と参加者から好評をいただいております、これまでに延べ1,500世帯以上の個別相談を担当している。



オンラインセミナーの視聴方法 下記の手順に沿ってアクセスしてください。

①QRコードからアクセスし、ウェビナー登録※をしてください。

※氏名(ニックネーム可)とメールアドレスを入力

②入力したメールアドレス宛に「島根県教職員互助会セミナー確認」というタイトルのメールがとどきます。

③セミナー開始時間になりましたら、②のメール本文に記載の「ウェビナーに参加」ボタンをクリックすると視聴ができます。

【注意事項】

- 通信環境の良い場所からご参加ください。通信料は参加者の負担になります。
- 当日のZoomの視聴に関しては個別の対応を行っておりません。



お問い合わせ 一般財団法人島根県教職員互助会
TEL 0852-22-6067



講師紹介 平原 直樹 氏
ブロードマインド株式会社執行役員
ファイナンシャル・プランナー／
IFA／相続診断士

セカンドライフコラム② 介護施設の選び方

こんにちは。ファイナンシャルプランナーの平原直樹です。
前号の会報誌より、全3回にわたりセカンドライフに関するコラムを担当させていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。
さて、第2回のテーマは「介護施設の選び方」についてです。
「将来施設にお世話になるかもしれない」と思いつつ、「今すぐ入居するわけではない」と積極的に情報収集できていない方は、ぜひ最後まで読んでください。

介護施設の種類

介護施設には大きく分けて公的施設と民間施設があります。まずはこの違いを理解することが施設選びの出発点です。

公的施設は、自治体や社会福祉法人が運営する施設で、最大のメリットは費用の安さです。主に以下の3つの施設があります。

- ・ **特別養護老人ホーム(特養)**：常時介護が必要で在宅生活が困難な方が、終身で入所できる施設。原則「要介護3以上」の認定が必要です。
- ・ **介護老人保健施設(老健)**：在宅復帰を目指す方のためのリハビリや機能訓練が中心の施設。一定期間（概ね3～6ヶ月）のみの滞在が前提ですので、長期の入所はできません。
- ・ **介護医療院**：看護師が常駐し、長期にわたる医療的管理と介護を一体として必要とする方のための施設。胃ろうや痰の吸引など医療依存度の高い高齢者向けの医療的ケアにも対応しています。

公的施設は福祉的要素が強く、月額5万～8万円程度で入所できる場合もあります。

ただし、費用が抑えられる一方で、入所待機者が多いのが実情です。

希望のタイミングで即入所というのは現実的に難しいので、入所までの待機期間はご家族に在宅での介護負担を強いる形になります。

一方、民間施設は、株式会社や医療法人などの民間事業者が運営する施設です。

様々なタイプの施設がありますが、代表的な4つの施設をご紹介します。

- ・ **介護付き有料老人ホーム**：施設のスタッフが24時間体制で介護サービスを提供してくれる施設です。
- ・ **住宅型有料老人ホーム**：掃除などの生活支援のみ施設のスタッフが実施し、介護サービスは外部の訪問介護事業者を利用できる施設です。
- ・ **サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)**：高齢者が安心して暮らせるように安否確認などがついている賃貸物件。比較的高齢者向け住宅(サ高住) 元気なうちに入居したい方が選択する施設です。
- ・ **グループホーム**：主に認知症の方が共同生活を送るための施設です。

一般的にイメージされる介護施設というと、介護付き有料老人ホームを指すことが多いかもしれませんが、この様に様々な施設があります。

民間施設は多様な施設から選択できる点に加え、入居時期を選びやすいのも魅力です。

一方、やはり費用面が大きな課題です。高額な入居一時金が必要なケースや、月額利用料が数十万円単位となるケースもあります。

費用面からみた介護施設選びのポイント

やはり費用面は介護施設選びにおいて大きなポイントですよね。通常の不動産購入時と同様、立地が費用に大きくかわかることをご存じでしょうか。

都市部の民間施設は土地代・人件費が高く、入居一時金や月額利用料に直接的に反映されるので、同様のサービス内容でも、大きな差が出ます。

〈介護付き有料老人ホームの比較〉

エリア	入居一時金（平均額）	月額利用料（平均額）
東京都	約530万円	30.8万円
島根県	12.5万円	14.3万円

もちろん、島根県内でも松江市内なのか？町村部なのか？で費用に差が出ます。

なお、公的施設の場合は立地によってこれほど大きな差は生まれませんので、逆説的に都心部ほど公的施設の空きがないことになります。

費用を抑えることも重要ですが、立地が悪いとお子様などの足が遠のくリスクもありますね。
実際に、費用面を重視してアクセスの悪い地域の施設に入所した結果、お子様の面会がなく、認知症が進んでしまったというケースもよく耳にします。

立地は価格を決める大きな要素であると同時に、家族とのつながりを維持するための要素でもあるわけです。
後悔しない施設選びとしては、お子様から見たアクセスの良さも踏まえつつ、費用とサービスのバランスを探ることが大事ですね。

もちろん、複数施設を比較することもお忘れなく。

まとめ

ここまでお話した通り、介護施設には公的施設と民間施設があります。

費用的な観点では公的施設ですが、なかなか空きがありません。即入居を希望する場合、民間施設を検討することになるでしょう。

また施設の費用面では立地が大きな要素となります。地方部ほど費用は安くなりますが、お子様などの面会者の負担も考える必要があります。

アクセスと費用は大きなトレードオフがありますので、皆様だけでなくご家族にとってもベストなエリアはどこなのか？お元なうちに家族や友人など周りの方と話をしておくことが何よりも大事ですね。夏休みなどでご家族やご友人とお会いする機会があれば、是非一度お話をしてみたいはいかがでしょうか。

介護施設選びや、介護資金準備についてご希望の方はブロードマインドのファイナンシャル・プランナーや相続診断士にて個別相談を承っております。ご希望の方は下記よりお気軽にお申込みください。

個別相談申込フォーム：<https://form.run/@shimane-bm03>
電話：03-5459-3087(平日10～19時)



医療費の請求書提出にあたっての注意点

旧制度 70歳未満の方

新制度 75歳の年度末までの方

請求書作成について

■必ず月単位でまとめて請求書を作成してください。

医療補助金または療養補助金は、月単位で請求書を作成してください。

〔旧制度加入者：1枚の請求書にひと月分記入してください。〕
〔新制度加入者：1枚の請求書で複数月まとめて記入できます。〕

■請求書を月単位でまとめる際の基準について

月でまとめる際の基準は、原則「病院は診療日」「薬局は調剤日」です。

例1) 8月31日に病院を受診し、9月1日に薬局で薬を調剤してもらった

病院：8月分

薬局：9月分 ←調剤日が9月1日のため9月分

例2) 8月30日に病院を受診し、同日に薬局で薬を調剤してもらったが、薬局での支払いは9月2日になった

病院：8月分

薬局：8月分 ←支払日が9月2日でも調剤日が8月30日のため8月分

請求書提出時期について

医療費の請求は、医療機関にかかった月（薬局で調剤を受けた月）の翌月1日以降に提出してください。

★新制度の加入者は、同じ月の請求書は1回しか提出できません。（原則）

例) 7月にかかった医療費の請求は8月1日以降に提出する。

教職員互助会公益事業 「子どもの居場所づくり支援事業」のお知らせ

1. 退職教職員を対象とした事業です。

この支援事業は、ひとり親家庭や共働き家庭等で、夜遅くまで一人で過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを地域で進めることにより、教育と福祉の両面から子どもたちの未来への希望とよりよい教育を受ける環境を作り出すことを支援する事業です。

対象は、地域において子どもの居場所づくり活動を行っている団体（NPO、任意団体等）で、退職教職員が主として運営・活動していることです。

詳しい内容は、教職員互助会のホームページに要綱等を掲載しています。

2. 年間10万円（上限）の助成金を給付します。

(1) 目的に沿った活動を行う団体に対し、年度10万円を上限に助成金を給付します。

(2) 新たに事業を始めようとする団体に対しては、(1)に加えて事業の立上げ支援として、1回に限り10万円を上限に助成金を給付します。

3. お問い合わせ先

教職員互助会事務局 担当：原・曾田（電話 0852-22-6616）

『給付金参照システム』登録のお願い



令和8年4月から退職互助事業の給付金明細書がパソコンやスマートフォンで確認できるようになりました。これに伴い、令和9年4月から給付金明細書の送付はなくなります。

互助会からの送金の内訳をご確認いただきたい方は、『給付金参照システム』の利用をお願いいたします。

給付金参照システム 初期登録サイト ※互助会ホームページからもアクセス可能です。

URL: <https://tai-kyufu.shimakyogo.jp/users/signup/>



※初期登録の際、メールが届かない！という方は、互助会ホームページの対策方法をご参照ください。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

高田登美枝 様 (松江市) R7.9.18 (95歳)
竹田 環枝 様 (松江市) R8.4.23 (97歳)
古津サカエ 様 (松江市) R8.3.18 (99歳)
原 周弘 様 (松江市) R8.4.23 (90歳)
仁田 準 様 (松江市) R8.4.24 (85歳)
犬山 英男 様 (松江市) R8.3.26 (93歳)
多根 庸 様 (松江市) R8.3.27 (77歳)
小笹 和夫 様 (松江市) R8.6.18 (80歳)
中井 弘美 様 (安来市) R8.4.3 (94歳)
並河 尚志 様 (安来市) R8.2.26 (67歳)
倉橋 恭子 様 (出雲市) R8.4.28 (87歳)
矢田カズエ 様 (出雲市) R8.3.9 (89歳)
嘉儀 宏一 様 (出雲市) R8.5.5 (85歳)
天野 博 様 (出雲市) R8.1.29 (86歳)
宮崎 勝三 様 (出雲市) R8.6.2 (92歳)
伊藤 亮輔 様 (出雲市) R8.6.21 (93歳)
原 恵美子 様 (出雲市) R7.12.31 (104歳)
佐々木正三 様 (出雲市) R8.3.3 (93歳)
森山 展子 様 (雲南市) R8.4.29 (94歳)
山田壽恵子 様 (雲南市) R8.6.12 (79歳)

浅沼 喜作 様 (雲南市) R8.6.4 (100歳)
平野 満枝 様 (浜田市) R8.4.11 (97歳)
桑田 龍三 様 (浜田市) R8.4.7 (88歳)
大石 長 様 (浜田市) R8.6.14 (89歳)
竹下 安信 様 (大田市) R8.3.31 (95歳)
有馬モトエ 様 (大田市) R7.11.10 (96歳)
大原千富江 様 (大田市) R7.1.8 (96歳)
明樂美紀子 様 (江津市) R8.2.20 (88歳)
福井不二子 様 (川本町) R8.5.16 (95歳)
寺尾 堂 様 (益田市) R8.6.5 (85歳)
福原 實 様 (益田市) R7.5.20 (92歳)
土田 祐太 様 (益田市) R8.4.17 (90歳)
能美由美子 様 (吉賀町) R8.3.30 (96歳)
出川 博康 様 (隠岐の島町) R8.4.30 (88歳)
入江千鶴子 様 (大阪府) R7.9.30 (92歳)

退職互助だより194号のお悔み欄に誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。

正：秋好 和則 様 (益田市) R8.1.16死亡73歳

安野 美雪 様 (益田市) R8.1.17死亡100歳

誤：秋好 和則 様 (浜田市) R8.1.16死亡73歳

安野 美雪 様 (浜田市) R8.1.17死亡100歳